

## 素案からの変更内容

## 1 主な変更点

## ① Bエリアの名称変更

「外堀通りから展望できるエリア」から「外堀通り沿道一帯エリア」に変更

## ② 窓面広告物、壁面広告物の高さに関する記述

高さの制限に関する記述について、「原則として」という文言を追加

## ③ 置き看板、行灯の大きさに関する記述

大きさの制限に関する記述について、「原則として」という文言を追加

## 2 変更一覧

ページ	項目	内容	素案	案
1	エリア区分図	図修正		地図情報を最新のものに更新（建物名、都市計画道路等）
1 2	Bエリアの説明	文言修正	外堀通りから展望できるエリア	外堀通り <b>沿道一帯</b> エリア
4	具体的な方策 （全ての広告物）	④ 参考図	文言修正 図修正	広告表示面積は以下のように考える。 （例）シート貼りなどの場合、（例）箱文字の場合、（例）傾斜のある広告物の場合  <b>広告表示面積の算定方法</b> <b>シート貼りなど、箱文字など</b>
5	具体的な方策 （全ての広告物）	⑥ タイトル	文言修正	照明に配慮する  <b>雰囲気づくりに配慮した照明計画を行う</b>
		⑥ 項目	文言修正	設置にあたっては照明の範囲、角度などに配慮する。  設置にあたっては照明の <b>角度や、照明によって照らされる範囲等</b> に配慮する。
	具体的な方策 （広告物種別）	② 項目	文言修正	低層部（地上7m以下）までの掲出とし、窓面積に対し20%までの表示とする。  低層部（ <b>原則として</b> 地上7m以下）までの掲出とし、窓面積に対し20%までの表示とする。
6	具体的な方策 （広告物種別）	③ 項目	文言修正	テント・オーニングに表示する文字や図の面積は、壁面広告物の表示面積として計画する。  テント・オーニングに <b>文字や図を入れる場合、その面積を壁面広告物の面積として取り扱う。</b>
		④ 項目	文言修正	置き看板は、高さ120cm×幅45cm×奥行き45cm以内に収まる大きさとし、内側から発光させない。  置き看板は、 <b>原則として</b> 高さ120cm×幅45cm×奥行き45cmに収まる大きさとし、 <b>内照式としない。</b>
			文言修正	置き看板は1店舗につき1台までの設置とし、1つの建築物に複数の店舗がある場合は下記の「具体的な方策（集合看板について）」の方策などを検討する。  置き看板は1店舗につき1台までの設置とし、1つの建築物に複数の店舗がある場合は <b>集合看板による案内等を検討する。</b>

ページ	項目		内容	素案	案
			文言修正	行灯は、高さ 60cm×幅 30cm×奥行き 30cm 以内に収まる大きさで、持ち手が付いたものとし、内側から色温度「電球色(3000K 以下)」で発光させる。	行灯は、 <b>原則として</b> 高さ 60cm×幅 30cm×奥行き 30cm に収まる大きさで、持ち手が付いたものとし、色温度「電球色(3000K 以下)」の <b>内照式とする。</b>
7	具体的な方策	②項目	文言修正	低層部（地上 7m 以下）までの掲出とする。	低層部（ <b>原則として</b> 地上 7m 以下）までの掲出とする。
		③項目	文言修正	壁面からの出幅を 1m 以内に収め、全体の下端の高さを歩道上 3.5m とする。	壁面からの出幅を 1m 以内に収め、全体の下端の高さを <b>地上</b> 3.5m とする。
				表示面は、縦横比を 1:1 または 1:2 の比率とし、大きさを抑える。	表示面は、縦横比を 1:1 または <b>2:1</b> の比率とし、大きさを抑える。
8	B エリアの説明		文言修正	外堀通りから展望できるエリア	外堀通り <b>沿道一帯</b> エリア
	具体的な方策	②項目	文言修正	外堀通りに面していない壁面に広告物を掲出する場合は、低層部（地上 7m 以下）までの掲出とする。	外堀通りに面していない壁面に広告物を掲出する場合は、低層部（ <b>原則として</b> 地上 7m 以下）までの掲出とする。
		③項目	文言修正	壁面からの出幅を 1m 以内に収め、全体の下端の高さを歩道上 3.5m とする。	壁面からの出幅を 1m 以内に収め、全体の下端の高さを <b>地上</b> 3.5m とする。
				表示面は、縦横比を 1:1 または 1:2 の比率とし、大きさを抑える。	表示面は、縦横比を 1:1 または <b>2:1</b> の比率とし、大きさを抑える。
下部注釈	位置移動 文言修正	※歩車道の区別がない道路上に掲出する場合、東京都屋外広告物条例に基づき地上 4.5m に設置してください。	⑤に移動 「4.5m」を「4.5m <b>以上</b> 」に修正		
9	下部注釈		文言追加	-	<b>※③みちくさ横丁は神楽小路に面しているため、C エリアの方策を適用します。</b>
10	具体的な方策	③項目	文言修正	道幅 4m 以上：1 階部（地上 4m 以下）までの掲出とする。 道幅 3m 以上 4m 未満：1 階部（地上 4m 以下）までの掲出とする。 道幅 3m 未満：戸口高さ（地上 2m 以下）までの掲出とする。	道幅 4m 以上：1 階部（ <b>原則として</b> 地上 4m 以下）までの掲出とする。 道幅 3m 以上 4m 未満：1 階部（ <b>原則として</b> 地上 4m 以下）までの掲出とする。 道幅 3m 未満：戸口高さ（ <b>原則として</b> 地上 2m 以下）までの掲出とする。
		④⑤項目	文言修正	表示面は、縦横比を 1:1 または 1:2 の比率とし、大きさを抑える。	表示面は、縦横比を 1:1 または <b>2:1</b> の比率とし、大きさを抑える。
11	具体的な方策	②項目	文言修正	低層部（地上 7m 以下）までの掲出とする。	低層部（ <b>原則として</b> 地上 7m 以下）までの掲出とする。
				壁面からの出幅を 1m 以内に収め、全体の下端の高さを歩道上 3.5m とする。	壁面からの出幅を 1m 以内に収め、全体の下端の高さを <b>地上</b> 3.5m とする。
12	具体的な方策	②項目	文言修正	1 階部（地上 4m 以下）までの掲出とする。	1 階部（ <b>原則として</b> 地上 4m 以下）までの掲出とする。
13	具体的な方策	②項目	文言修正	低層部（地上 7m 以下）までの掲出とする。	低層部（ <b>原則として</b> 地上 7m 以下）までの掲出とする。
		③項目	文言修正	壁面からの出幅を 1m 以内に収め、全体の下端の高さを歩道上 3.5m とする。	壁面からの出幅を 1m 以内に収め、全体の下端の高さを <b>地上</b> 3.5m とする。